

令和4年度

第27回和歌山市農業委員会議事録

日時 令和4年9月9日（金曜日） 13時00分 開会
場所 本庁舎 14階 大会議室

議案第1号	和歌山市遊休農地解消対策事業に伴う遊休農地の証明願について
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号	農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第4号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第5号	農用地利用集積計画について
報告事項	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告事項	農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人名義変更について
報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告事項	認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置について
報告事項	農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農用地利用配分計画の認可について

出席委員（17名）

1 番 湯川 徳弘
2 番 辻本 傑
3 番 笠野 喜久雄
4 番 山本 茂樹
5 番 藤田 城司
6 番 古川 祐典
7 番 土橋 ひさ
8 番 谷河 績
9 番 吉中 雅三

10 番 中村 弘
11 番 廣井 伸多
12 番 大河内 壽一
13 番 曾根 光彦
14 番 岩橋 章
15 番 丸山 勝
18 番 吉川 松男
19 番 岩橋 章博

出席職員

農業委員会事務局

局 長 奥谷 知彦
課 長 中村 保
副 課 長 藤田 誠一
班 長 中居 一樹
企 画 員 西森 和子
企 画 員 肥田 敬之

13時00分 開会

◆奥谷局長 それでは定刻となりましたので、ただいまから第27回農業委員会総会を開催いたします。報告事項につきましては、議案書10ページ以降に掲載していますので、ご確認ください。それでは、谷河会長よろしく申し上げます。

◆会長（谷河 績）先日は、農地パトロールお疲れさまでした。ありがとうございます。それでは、ただいまより、第27回農業委員会総会を開会いたします。

出席委員は19名中17名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しています。去る8月29日、藤田委員、吉川委員によりまして現地調査並びに事情聴取が行われています。後ほど報告方よろしく申し上げます。なお、中尾委員、坂東委員から都合により欠席したい旨、連絡がありましたので、ご報告いたします。

また、農業委員会会議規則第17条第2項に規定する議事録署名委員は、吉川委員、岩橋章博委員に申し上げます。

それでは議案の審議を始めさせていただきます。議案第1号和歌山市遊休農地解消対策事業に伴う遊休農地の証明願について、提案いたします。

◆西森企画員 番外 説明いたします。議案に同封している対象農地の写真をご覧ください。

本件は和歌山市遊休農地解消対策事業補助金交付要綱第5条の規定に基づいたもので、補助金の交付申請にあたり遊休農地証明書を添付する必要があるため、借受予定者から証明願が1件ありました。対象農地の面積は、田のみで721㎡です。遊休農地証明書交付の可否についてご審議願います。

なお、対象農地については、8ページの議案第5号農用地利用集積計画No.9で利用権の設定を上程しております。以上です。

◆会長（谷河 績）議案第1号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第1号は可決と決定しました。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、提案いたします。

◆肥田企画員 番外 説明します。本件は農地法第3条の規定に基づく許可申請で3件ございました。これらの案件は、調査の結果、耕作等に支障がないこと、当該農地の権利を取得しようとする者は、下限面積要件を満たし、その取得後において全ての農地を効率的に耕作し、農作業に常時従事すると認められるなど、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると思われまふ。

なお、No.1は使用貸借権設定の更新で、No.3については、うち一筆が小作人への所有権移転です。以上です。

◆会長（谷河 績）議案第2号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第2号は可決と決定しました。

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、提案いたします。

◆肥田企画員 番外 説明します。申請地の場所を示した簡易地図を議案と共に配布

していますので合わせてご覧ください。

No.1 申請地は、紀伊地区・・・、・・・から・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ヘクタール未満のため第2種農地に該当します。近隣の土木建設業者に貸し出すための露天資材置場及び露天駐車場として転用するため申請するものです。

No.2 申請地は、和佐地区・・・、河南サービスセンターから・・・に位置し、おおむね500m以内に市の支所があるため第2種農地に該当します。近隣に営業所がある運送業者に貸し出すための露天駐車場として転用するため申請するものです。令和4年7月8日付農用地除外済です。

これらの案件は一般基準を満たしていると思われる。なお、No.1については現地調査及び事情聴取を行っておりますので、担当委員から報告があります。以上です。

◆会長（谷河 績）No.1につきまして、現地調査並びに事情聴取を行っておりますので藤田委員さん報告願います。

◆5番（藤田 城司）議案第3号1番農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について説明させていただきます。

令和4年8月29日 吉川委員、事務局と私で現地調査及び事情聴取を行いました。

申請地は議案書のとおりです。転用目的は、砕石や型枠など建築資材を置くための露天貸資材置き場とトラックや従業員の露天貸駐車場です。申請地は2年ほど前から休耕地となっていました。近くの・・・の資材置き場が手狭となってきたので拡張したいということで、申請地を資材置き場と駐車場として貸してもらえないかと頼まれ

了承しました。・・・は申請地以外にも代替地を検討しましたが、条件が折り合わなかったとのことです。

排水に関しまして、敷地の周囲に擁壁を設置し土砂などが流出しないようにし、雨水については敷地内で集水後、南側道路側溝へ放流します。汚水は発生しません。表面は砕石仕上げです。近隣の方々には影響を与えないと思いますが、将来的に近隣の方に影響が見られると思われる場合は対応をお願いしたいと伝えました。工事費用は、・・・す。

現地調査と事情聴取の結果、転用について問題ないと思われませんが、委員の皆様の慎重なご審議をよろしく願います。

◆会長（谷河 績）ありがとうございました。議案第3号について、説明、報告が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

◆2番（辻本 傑）報告の中で敷地内の雨水を道路側溝へ排水するとの報告があったが道路管理者の許可はとっているのか。

◆肥田企画員 道路管理者の許可はとっていない。六箇井土地改良区の同意はとっています。

◆会長（谷河 績）今まで道路管理者の同意は取っているのか。

◆肥田企画員 取っていない。

◆会長（谷河 績）農地法第4条・第5条では取っていない。

◆2番（辻本 傑）道路管理者の同意はいるのかいらないのかをはっきりさせていただきたい。

◆会長（谷河 績）分譲などの開発許可ではいるが、露天資材置場の農地転用ではい

らない。

何かご意見、ご質問ございませんか。

(異議なし、との声)

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第3号は可決と決定しました。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、提案いたします。

◆肥田企画員 番外 説明します。申請地の場所を示した簡易地図を議案と共に配布していますので合わせてご覧ください。

No.1 申請地は、岡崎地区・・・竈山駅から・・・に位置し、おおむね500m以内に鉄道の駅があるため第2種農地に該当します。申請人は現在賃貸住宅に居住していますが、子供が生まれ手狭になってきたことから、祖父宅に近い申請地を個人住宅として転用するため申請するものです。使用貸借権の設定で、開発許可申請中です。

No.2 申請地は、安原地区・・・、安原小学校から・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ヘクタール未満のため第2種農地に該当します。申請人は申請地近くで・・・などを営んでおり、在庫の確保のための資材置場が必要となったため、申請地を露天資材置場として転用するため申請するものです。

No.3 申請地は、安原地区・・・、安原小学校から・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ヘクタール未満のため第2種農地に該当します。申請人は現在賃貸住宅に居住していますが、子供が生まれ手狭になってきたことから、交通の便が良く、生活に便利な申請地を個人住宅として転用するため申請するものです。開発許可申請中です。

No.4 申請地は、安原地区・・・、安原小学校から・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ヘクタール未満のため第2種農地に該当します。申請人は・・・を営んでおり、住宅需要が高い申請地を分譲住宅として転用するため申請するものです。開発許可申請中です。

これらの案件は一般基準を満たしていると思われます。以上です。

◆会長(谷河 績) 議案第4号について説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

(異議なし、との声)

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第4号は可決と決定しました。

議案第5号 農用地利用集積計画について、提案いたします。

◆西森企画員 番外 説明いたします。利用権新規設定における農地所在地図を議案と共に配布しておりますので、あわせてご覧ください。本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に基づく利用権の設定で、新規の契約が10件ございました。賃借権が3件、使用貸借権が7件の設定で、貸借期間は議案書のとおりです。No.1からNo.5については、農業委員会による利用権の新規設定、No.6からNo.10については、農地中間管理事業による新規の設定です。面積は、田が19,526㎡、畑が11,108㎡、合計面積が30,634㎡です。

また、うち農地中間管理事業による設定が5件あり、面積は、田が11,509㎡、畑が11,108㎡、合計面積が22,617㎡です。以上です。

◆会長（谷河 績）議案第5号について説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第5号は可決と決定しました。

以上で議案の審議は終了しました。

その他、何かございませんか。

（なし、との声）

それでは、ないようでございますので、第27回総会を閉会いたします。

13時20分閉会